

土木技術者自己啓発助成事業実施要領

1. 趣 旨

香川県や香川県内市町の土木技術職員を対象に、職員が職務に関する知識等を取得する機会を提供し、意欲ある職員の自己啓発を助成することにより発注者としての技術的水準を高め、工事の適正な監督検査など職務執行体制の充実を図るために実施するものである。

2. 内 容

県、市町土木技術職員を対象に、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、技術士第一次試験、技術士第二次試験、測量士、測量士補及びコンクリート診断士（以下「資格」という。）の取得に要する費用の一部を（公財）香川県建設技術センター（以下「センター」という。）が助成する。

助成は、上記の資格試験に合格した場合に受けられるものとする。また、各人、各資格※1に付き1回限りとする。

なお、助成金額については、別紙のとおりとする。

3. 助成の申込手続き

(1) 助成を希望する者は、県は各所属長、市町は各市町長からの推薦書（様式1号）により申込むものとする。

(2) 推薦の受付締め切りは、資格試験の申込み締め切り日までとする。

ただし、技術士2次試験については、受験年度の3月10日までとする。

4. 助成予定者の決定

(1) 理事長は、前項による推薦があれば、助成希望者を審査し、予算の範囲内において助成予定者を決定する。

(2) 理事長は、前項の決定を行ったときは、その旨を各所属長及び各市町長を経て助成予定者に通知する。（様式2号）

なお、資格試験の受験までに県及び市町の職員でなくなった場合には、助成予定者の決定を取り消すものとする。

5. 受験料の納付

助成予定者は、通知を受けたあと速やかに、それぞれ希望した受験機関に個人で申し込み、所定の受験料を納入するものとする。

6. センター助成額の支払い

助成予定者は、受験予定年度の資格試験を受験し、合格したときは、合格通知書等の写しを理事長に提出報告し助成額を請求することができる。

助成額の請求は、各個人ごとに資格合格報告書（様式3号）、助成額請求書（様式4号）に必要事項を記載し、合格通知書の写しを添付し、当センターに速やかに提出するものとする。センターは、請求があったときは、速やかに助成額を助成予定者に支払うものとする。

7. その他

この要領に定めるもののほか、資格試験の一部助成に関し必要な事項は、理事長が定める。

注※1 「各資格」とは技術士二次試験については、「各部門及び各科目」と解釈する。

別紙 自己啓発助成事業の対象資格別助成額（平成30年度）

資格名称	区分		願書申込期間	試験日程(試験地)	助成金額	備考
	国家	民間				
1級土木施工管理技士	●		<1級学科・実施> 平成30年3月16日 ～3月30日	<1級学科> 平成30年7月1日(日)(高松) <1級実地> 平成30年10月7日(日)(高松)	①願書代 ¥600 ②受験手数料(学科) ¥8,200 ③受験手数料(実地) ¥8,200 合計 ¥17,000 (¥8,800)	証明書交付代は助成対象外 (県費支援制度対象者は②③を半額)
2級土木施工管理技士	●		<2級学科・実地> 平成30年7月9日 ～7月23日	<2級学科・実地> 平成30年10月28日(日)(高松)	①願書代 ¥600 ②受験手数料 ¥8,200 合計 ¥8,800	証明書交付代は助成対象外
技術士(一次試験) (技術士補)	●		<第一次試験> 平成30年6月21日 ～7月2日	<第一次試験> 平成30年10月7日(日)(香川県)	受験手数料 ¥11,000	登録手数料等は助成対象外
技術士(二次試験) (技術士)	●		<第二次試験> 平成30年4月9日 ～4月25日	<第二次試験> 筆記試験 平成30年7月15日(日)～16(月)(香川県) 口頭試験 平成30年11月～31年1月(東京都)	受験手数料 ¥14,000 (¥7,000)	登録手数料等は助成対象外(県費支援制度対象者は半額)
測量士	●		<試験> 平成30年1月5日 ～1月29日	<試験> 平成30年5月20日(日)(香川県)	試験手数料 ¥4,250 (¥2,125)	登録手数料等は助成対象外(県費支援制度対象者は半額)
測量士補	●		<試験> 平成30年1月5日 ～1月29日	<試験> 平成30年5月20日(日)(香川県)	試験手数料 ¥2,850	登録手数料等は助成対象外
コンクリート診断士		●	<講習会> 平成30年1月9日 ～1月22日 <試験> 平成30年4月16日 ～5月21日	<講習会> 平成30年4月4日～5日の2日間(高松) <試験> 平成30年月7日22(日)(高松)	①講習会受講料 ¥21,600 ②願書代 ¥1,000 ③受験料 ¥10,800 合計 ¥33,400 (¥17,200)	登録手数料等は助成対象外(県費支援制度対象者は①③を半額)